

変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と一般財団法人大阪府公園協会（以下「乙」という。）との間に締結した令和5年4月3日付け「府営せんなん里海公園管理業務協定書」令和5年6月30日付け「変更協定書」、令和6年6月10日付け「変更協定書」及び令和7年6月10日付け「変更協定書」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1 頭書の変更

頭書本文

「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

2 指定管理料の変更

頭書6. 指定管理料

「総額 金530,455,200円
（うち消費税及び地方消費税額 金48,223,200円を含む。）」を
「総額 金530,482,000円
（うち消費税及び地方消費税額 金48,225,636円を含む。）」に改める。

3 条項の変更

第13条第1項 中

「令和8年度 金108,296,000円」を
「令和8年度 金108,309,400円」に改める。
「令和9年度 金109,791,000円」を
「令和9年度 金109,804,400円」に改める。

第13条第3項 中

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	金27,074,000円
2回目	令和8年7月末	金27,074,000円
3回目	令和8年10月末	金27,074,000円
4回目	令和9年1月末	金27,074,000円

を

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	金27,074,000円
2回目	令和8年7月末	金27,087,400円
3回目	令和8年10月末	金27,074,000円
4回目	令和9年1月末	金27,074,000円

に改める。

令和9年度	請求時期	金額
1回目	令和9年4月末	金27,447,750円
2回目	令和9年7月末	金27,447,750円
3回目	令和9年10月末	金27,447,750円
4回目	令和10年1月末	金27,447,750円

を

令和9年度	請求時期	金額
1回目	令和9年4月末	金27,447,750円
2回目	令和9年7月末	金27,461,150円
3回目	令和9年10月末	金27,447,750円
4回目	令和10年1月末	金27,447,750円

に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原協定書とともに保有する。

令和8年4月28日

(甲)

大阪府 大阪府岸和田市野田町三丁目13番2号
代表者 大阪府岸和田土木事務所長 木村 克郎

(乙)

せんなん里海公園指定管理者
大阪府大阪市中央区南船場二丁目6番28号ユタカビル7階
一般財団法人大阪府公園協会
理事長 増山 和弘